

2023年5月8日

さくら共済ご加入の皆様へ

宿毛商工会議所

さくら共済 入院見舞金のお取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に心からお見舞い申し上げます。また、現在罹患されている皆様の一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、当所では、2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症における宿泊療養・自宅療養による入院（いわゆる「みなし入院」）による入院見舞金の支払い対象を、「重症化のリスクが高い方」を対象に継続しております。

今般、2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症について、特段の事情が生じない限り、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の「五類感染症」に位置づけるとの方針が政府から示されたことで、季節性インフルエンザと同等の位置づけとなり、現在講じられている同法上の「入院措置・勧告」「外出自粛」等の措置が適用されないことから、2023年5月8日以降の「みなし入院」を入院見舞金の支払対象とする取扱を終了させていただきます。

なお、5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方で「みなし入院」の対象となる方（下表参照）については、5月8日以降もこれまで通りご請求いただけます。

〈 新型コロナウイルス感染症と診断された場合の入院見舞金の支払範囲 〉

ケース	陽性診断日		
	2022年9月25日迄	2022年9月26日～ 2023年5月7日	2023年5月8日以降
医療機関へ 5日以上入院された場合	○支払対象	○支払対象	○支払対象
宿泊療養・ 自宅療養の場合	重症化リスク の高い方(※)	○支払対象	×支払対象外
	上記以外の方	○支払対象	×支払対象外

※「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方」「妊婦の方」になります。

以 上